

令和7年度事業計画書

I 基本方針

1 本県農業を取り巻く環境

本県の農業・農村においては、人口減少や高齢化による担い手の減少、中山間地域等における耕作放棄地の増加などによる農村の集落機能の脆弱化が懸念されている。

また、気候変動が進行し、温暖化に起因して農林水産物の生産量が不安定化するとともに、自然災害の頻発・激甚化が農業生産基盤に大きな被害をもたらしている。

さらに、経済分野でも、令和4年以来のウクライナ情勢の不安定化等が発端となった燃油・資材価格は現在も高止まりを続け、農業経営を取り巻く経済環境は一層厳しさを増している。

このような諸課題に加え、人口減少に伴い国内消費市場の縮小が進む一方、インバウンド需要の増加や、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動や健康な食生活への関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は、かつてない速度で大きく変化している。

こうした中、食料安全保障の強化や調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的発展や農村の振興を図るため、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、政府では「食料・農業・農村基本計画」の改定を進めている。

山形県（以下「県」という。）では、本年3月に策定した「第5次農林水産業元気創造戦略」において、「人口減少に対応した生産性の高い農業経営と持続可能な農村の形成」、「気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換」、「稼げる農業の実現に向けた戦略的な生活・流通・販売と産業連携」等を基本戦略に掲げ、「人」と「技術」の力を活かし、農林漁業者の収益性向上と農山漁村の活性化を進めることとしている。

2 事業展開の基本方向

公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「当センター」という。）では、令和7年度の事業展開に当たり、「第5次農林水産業元気創造戦略」に掲げられた基本戦略の取組方向を踏まえ、本県の農業・農村を取り巻く諸課題を的確に捉えつつ、公益法人として財務の健全性、事業運営の透明性及び公正性に努めながら、本県農業・農村の振興と持続可能な発展に寄与する事業に取り組む。

このため、農業者視点に立った事業展開を基本に据え、県をはじめ、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関・団体との連携・協働を更に強化するとともに、農業・農村の地域資源を活かし、農業者の活力が最大限に発揮されるよう各事業に取り組む。

3 重点分野の取組方向

（1）農地集積・集約化対策事業

令和5年4月の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（以下「改正農業経営基盤強化促進法等」という。）の施行により、令和7年度から市町村が策定する「地域計画（目標地図）」に基づく取組が本格的にスタートすることに伴い、農地中間管理事業は、農地の集積・集約化を通して地域計画の実現を支える役割を担うことになった。

当センターはこれまで、手続書類の簡素化を図るなど適切に事業を進めてきたところであるが、今後は地域計画に基づく「農用地利用集積等促進計画」の作成主体として、引き続き、関係機関・団体と緊密に連携して農地の集積・集約化に積極的に取り

組んでいく。

また、改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、農用地利用集積計画に基づく相対契約分が農地中間管理事業に移行することにより、当センターの取扱件数、賃料総額ともに大幅な増加が見込まれることを踏まえ、全国農地保有合理化協会が新たに作成する未収金対策に係る事務処理マニュアルを参考に未収賃料の徴収対策等を強化していく。

さらに、必要な事務処理経費のうち、国・県からの補助金で賄えない経費が毎年増加傾向にあることを受け、将来における持続的・安定的な事業の継続に資するため、令和7年度の賃料の精算から新たに手数料の徴収を行うこととしており、その円滑な運用に向けて引き続き利用者等への丁寧な説明に努めるとともに、徴収した手数料の適切な活用を図っていく。

（２）人材育成活動強化事業

本県の新規就農者数は、9年連続で東北1位となっているものの、高齢化に伴う離農等の進行により農業の担い手は年々減少しており、本県農業・農村が持続的に発展していくためには、就農促進に向けた情報発信と新規就農者のきめ細かな育成確保対策が不可欠である。

そのため、新規参入者等の一層の増加を図るため首都圏で開催される就農促進フェア等への参加や当センターのホームページやSNS、新規就農ガイドBook等の活用により、本県農業の特色や魅力を積極的に県内外に発信していく。また、就農希望者への丁寧な相談対応や受入農業経営者のもとでの農業体験、知識や技術を習得するための長期研修、市町村や移住・定住推進組織と連携した支援策の紹介など、新規就農者のニーズに応じたきめ細かな就農支援に取り組む。

さらに、新規就農者の定着と農業経営の段階的発展に向け、技術習得をサポートするアドバイザーの設置や新規参入者等が気軽に参加できる学びや交流の機会を提供するなど、就農後の支援を力強く展開する。

（３）農業者経営サポート事業

山形県農業経営・就農支援センター（以下「県センター」という。）の「農業経営相談窓口」を設置・運営し、農業経営体が抱える様々な相談対応を実施するとともに、専門家の活用、各種研修会における情報提供、個別相談等により、農業経営体の育成及び農業経営の確立に向けた支援を行う。

（４）経営継承支援事業

県センターの「経営継承相談窓口」を設置・運営し、経営継承に関する相談対応を実施するとともに、県と連携して支援機関・団体の相談対応力の向上と地域ごとの経営継承支援体制づくりを促進しながら、農業者の意識啓発と経営継承の具体化に向けた支援を行う。

（５）地域資源活用・地域連携サポート事業

地域資源の活用や多様な事業者との連携による分野横断的な新事業及び雇用の創出など、本県農林漁業者等による地域資源を活用した新たな価値創出の取組を支援するため、「山形地域資源活用・地域連携サポートセンター（仮称）」を設置・運営する。

農林漁業者等からの要請に応じて、商品開発や経営、デザイン等の専門家（地域プランナー）を派遣するとともに、関係機関・団体との連携の下、事業計画から加工、製造、販売や組織運営の改善方策の検討・実施等、農村地域の活力創出に向けて切れ

目のない支援を展開する。

また、県産農林水産物や多様な地域資源を活用した6次産業化、商品開発等に必要な設備整備等の取組を後押しすることにより、農林漁業者等による新たなビジネスの創出・展開、さらには農村地域の活力創出に取り組む。

（６）農産物等認証事業

県の環境保全型農業の推進、農産物の安全性確保などの方針に沿って、JAS法に基づく登録認証機関として有機農産物等の認証を実施するとともに、特別栽培農産物、やまがた農産物安全・安心取組の第三者認証機関として、それぞれの認証業務を実施する。

環境保全型農業の推進に向けては、令和3年5月に農林水産省が「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和4年7月に同戦略の実現に向けた「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行された。県でもこの法律を受け、令和5年2月に「山形県みどりの食料システム基本計画」を策定し、有機や特別栽培の取組みを環境負荷軽減事業活動と位置づけている。

こうした動きを踏まえ、それぞれの認証業務を迅速かつ公平・公正に実施するとともに、認証事業者への影響等を把握して迅速に対応するため、国や県の施策等の情報収集と、認証事業者への情報提供を適時適切に行う。

Ⅱ 事業計画

1 農地集積・集約化対策事業

当センターは、平成 26 年 4 月に農地中間管理機構として県の指定を受け、農地中間管理事業の業務委託先をはじめ、関係機関・団体と連携を図り、農地の集積・集約化の推進に取り組んでいる。

令和 5 年 4 月の改正農業経営基盤強化促進法等の施行により、令和 7 年度から市町村が策定する「地域計画（目標地図）」に基づく取組が本格的にスタートすることに伴い、農地の集積・集約化における主体的、中核的な役割を果たしてきた農地中間管理事業は、今後、地域計画の実現を支える役割を担うことになった。

当センターでは、これまで書類の簡素化を図るなど適切に事業を進めてきたところであるが、今後は地域計画に基づく「農用地利用集積等促進計画」の作成主体として、引き続き、関係機関・団体と緊密に連携を図りながら農地の集積・集約化に積極的に取り組んでいく。併せて、経営規模拡大による農業経営の安定化を支援するため、農地売買等支援事業に取り組んでいく。

また、改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、農用地利用集積計画に基づく相対契約分が農地中間管理事業に移行することにより、当センターの取扱件数、賃料総額ともに大幅な増加が見込まれることを踏まえ、全国農地保有合理化協会が新たに作成する未収金対策に係る事務処理マニュアルを参考に未収賃料の徴収対策等を強化していく。さらに、必要な事務処理経費のうち、国・県からの補助金で賄えない経費が毎年増加傾向にあることを受け、将来における持続的・安定的な事業の継続に資するため、令和 7 年度の賃料の精算から新たに手数料の徴収を行うこととしており、その円滑な運用に向けて引き続き利用者等への丁寧な説明に努めるとともに、徴収した手数料の適切な活用に取り組んでいく。

（1）農地中間管理事業

事業費 3,054,699 千円

財源内訳【事業収入、手数料、県補助金（国庫 7/10、県単 3/10（一部国庫 6/10、県単 4/10））】

県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標」の実現に向け、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る。

また、県が設置した「山形県農地集積・集約化プロジェクト会議」事務局の一員として、県及び関係機関・団体との連携を強化し、次の事項に重点的に取り組みながら農地中間管理事業を推進する。

- ・ 地域計画（目標地図）の実現に向けた農用地利用集積等促進計画の的確な作成
- ・ 改正農業経営基盤強化促進法等に伴う取扱件数の大幅な増加への的確な対応と事業の円滑な推進
- ・ 未収賃料の徴収対策等の強化
- ・ 手数料制度の継続的な周知と手数料収入の適切な活用
- ・ 契約事務手続きに係る書類の簡素化の継続的な取組み

ア 農地中間管理機構運営事業

前記各事項に取り組むとともに、市町村等に農地の借入れや貸付けに係る調整及び契約に係る必要書類の作成準備等の業務を委託することにより、農地中間管理事業を

的確に実施し、農地の集積・集約化の推進を図る。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画		令和6年度 実 績(見込み)※		令和7年度 計 画※	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
借 入	3,500	3,000	8,016	5,605	9,500	8,500
貸 付	2,900	3,000	4,072	5,605	5,600	8,500

※令和6年度実績（見込み）及び令和7年度計画は満期再契約分を含む。

イ 借受農地管理等事業

農地中間管理機構が借り受けた農地のうち、受け手が不在となった農地の保全管理等を行う。

（２）農地売買等支援事業

事業費 899,828 千円

財源内訳【事業収入、全国農地保有合理化協会無利子資金借入、手数料、県補助金（国庫 6/10、県単 4/10）】

農地の集積・集約化を推進するため、農業委員会等との連携により、経営規模の縮小を望む農業者等から農地を買い入れ、認定農業者等の担い手への売渡しを行う。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画		令和6年度 実 績(見込み)		令和7年度 計 画	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
買 入	60	60.0	2	6.0	431	215.5
売 渡	60	60.0	6	14.3	431	215.5

<参考>

当センターの借入・貸付累積面積の推移

令和5年度末現在の当センターの借入・貸付累積面積は 22,939ha で全国第4位である。（1位：新潟県、2位：岩手県、3位：秋田県）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
借入面積 (ha)	7,721	10,329	11,844	13,303	14,991
貸付面積 (ha)	7,210	9,624	10,997	12,614	13,864

年度	R2	R3	R4	R5
借入面積 (ha)	16,639	18,546	20,681	22,939
貸付面積 (ha)	15,714	18,546	20,681	22,939

※R3年度から集積計画一括方式採用により、借入面積と貸付面積が一致する。

2 特定鉱害復旧事業（旧鉱物採掘区域復旧事業）

事業費 45,000 千円

財源内訳【特定鉱害復旧事業等基金（旧鉱物採掘区域復旧事業費補助金）資産】

当センターは、平成 13 年 10 月に特定鉱害復旧事業を行う法人として経済産業大臣の指定を受け、関係市町村が行う無資力認定を受けている鉱区の浅所陥没災害復旧工事を支援してきた。

令和 5 年 3 月末、新たに旧鉱物採掘区域復旧事業（令和 9 年 3 月末までの期限付き）を開始し、令和 5 年度から関係市町村が行う浅所陥没災害復旧工事については、旧鉱物採掘区域復旧事業により支援することとなった。

当該事業では新たに市町村負担を求めており、負担割合は国 50%、県 32%、市町村 18%となっている。

事業の手続き等に関しては、引き続き関係市町村との連携を密にしながら迅速な復旧に努める。

なお、従来の特定鉱害復旧事業は令和 5 年度から令和 8 年度まで休止としている。

○令和 6 年度計画・実績（見込み）及び令和 7 年度計画

項 目	令和 6 年度 計 画	令和 6 年度 実 績（見込み）	令和 7 年度 計 画
発 生（件）	2 （内訳）農地 2	8 （内訳）農地 8 鮭川村	4 （内訳）農地 4
復 旧（件）	2 （内訳）農地 2 令和 6 年度発生分	1 （内訳）農地 1 令和 5 年度発生分 1 大石田町	12 （内訳）農地 12 令和 6 年度発生分 8 鮭川村

※計画は、直近 5 か年間の特定鉱害復旧事業の平均発生件数

3 人材育成活動強化事業

新規参入者等の一層の増加に向け、首都圏等で開催される各種フェアへの参加や当センターのホームページ、SNS、新規就農ガイド Book 等の活用により、本県農業の魅力を県内外に発信するとともに、丁寧な相談対応を始め、受入農業経営者のもとでの農業体験、新規参入者等が知識や技術を習得するための長期研修など、ニーズに応じたきめ細かな就農支援に取り組む。

さらに、新規就農者の定着と農業経営の発展に向け、技術習得をサポートするアドバイザーの設置や新規参入者等の学び・交流機会の提供など、就農後の支援を積極的に展開する。

(1) 新規就農者育成確保推進事業

事業費 41,335 千円

財源内訳【県補助金（県単）、県受託料（県単）】

ア 新規就農相談等活動

県及び関係機関・団体が参画する県センターの「就農相談窓口」を運営し、新規就農希望者の就農相談に応じるとともに、「新・農業人フェア」、「くらすべ山形！移住・交流フェア」等のイベントや東京都内にある「やまがた暮らし・しごとサポートセンター」等との連携によるオンライン相談の実施など、県外からの就農希望者の相談機会を拡充する。

また、地域に根差した新規就農者の特色ある活動事例の紹介を始め、当センターのホームページやSNS、新規就農ガイド Book 等を活用した情報発信を強化し、市町村や新規就農者受入協議会等とも連携しつつ、就農希望者への魅力発信に取り組む。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
新規就農相談等（件）	200	190	200
うちイベントでの相談（件）	30	60	65

イ ぶち農業・農村暮らし体験事業

就農希望者に農業への理解を深めてもらうため、受入農業経営者のもとで農作業や農村生活を体験する機会を提供する。

また、県外在住の参加者に対して家族ぐるみで本県の魅力を体験してもらうため、同行者も含む宿泊費と交通費の一部を助成する。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
暮らし体験（件）	60	39	60
暮らし体験（延日数）	200	95	150
宿泊費助成（件）	10	3	36
宿泊費助成（延泊数）	20	5	62

ウ お試し就農移住体験事業

移住希望者の就農に向けた足掛かりとして、数か月程度の雇用契約を締結し、就農移住体験の機会を提供する受入農業経営者に対し、体験参加者に支払う賃金の一部を助成する。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
お試し就農移住体験（件）	8	2	8

エ 独立就農者育成研修事業

県内での独立就農希望者を対象に、受入農業経営者のもとで原則2年間の実践研修を実施するとともに、定期的な集合研修を開催し、就農に必要な知識と技術の習得を支援する。

また、実践研修を担う受入農業経営者については、県や市町村、指導農業士会等の関係機関・団体と連携し、就農希望者の動向も見据えながら拡充を図るとともに、受入農業経営者との意見交換の機会を設けるなど、効果的な実践研修の実施に向けた受入基盤の充実に努める。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
就農準備資金型（人） 翌年度の研修開始候補者 49歳以下対象	17	13	15
県支援型（人） 翌年度の研修開始候補者 50歳以上対象	2	0	2

オ 新規就農定着サポート事業

県内で新たに農業経営を開始した認定新規就農者等を対象に、営農費用の一部を助成するとともに、技術習得等をサポートするアドバイザーの設置を支援する。

○営農費用の一部助成

就農時50歳以上の認定新規就農者等に対し、経営の安定を図るため営農費用の一部を助成する。

○定着支援アドバイザーの設置

認定新規就農者を始めとする新たな担い手が日常的に栽培技術や経営ノウハウなどを相談できるアドバイザーの設置に対して、アドバイザーの活動に対する費用を支援し、新規就農者の技術や経営力の定着・向上を促進する。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
新規就農営農サポート 対象者数（人）	6	5	6
定着支援アドバイザー 設置数（人）	13	12	31

（２）新規就農者向け交流研修会事業

事業費 2,000 千円

財源内訳【県受託料（国庫）※農業経営者サポート事業予算で計上】

非農家出身の新規参入者等の就農定着及び経営発展を促進するため、個々の栽培技術や経営課題の解決を支援する。

また、本事業修了者を中心に情報交換の場や相互の交流・助け合いの基盤となる新規就農者によるSNS等を活用したグループの創設を働きかけるなど、そのネットワークづくりを支援する。

（３）農業次世代人材投資資金推進事業

事業費 11,723 千円

財源内訳【県受託料（国庫）】

農業次世代人材投資事業に係る交付金受給者の研修終了後の各種報告のとりまとめやデータの整理等により新規就農者の就農定着に向けたフォローアップを図るとともに、関係者・関係機関等との連絡調整など、農業次世代人材投資資金に関連する推進事務を行う。

< 参 考 >

山形県における新規就農者数の動向（県農林水産部）

（単位：人）

調査年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新規参入者	79	97	121	131	175	160
Uターン就農者	130	117	115	112	89	133
新規学卒就農者	42	50	44	57	45	51
合 計	251	264	280	300	309	344

調査年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規参入者	167	150	210	185	189	215
Uターン就農者	142	151	115	137	136	114
新規学卒就農者	39	52	32	36	53	53
合 計	348	353	357	358	378	383

4 農業経営者サポート事業

事業費 21,480 千円

財源内訳【県受託料（国庫）、県補助金（県単）】

県センターの「農業経営相談窓口」を設置・運営し、農業経営体が抱える様々な相談に対応するとともに、専門家を活用しながら、地域農業をけん引する生産性及び収益性の高い農業経営体の確立に向けた支援を行う。

さらに、当センター及び関係機関・団体が開催する各種研修会・相談会等において、相談ブース等を開設するなど、情報提供や個別相談等を実施する。

ア 農業経営相談窓口の設置

農業経営者等からの多様な経営課題に関する相談に対応するとともに、その内容に応じ、県や関係機関・団体と連携を図りながら、課題解決に向けた相談対応を行う。

イ 専門家の派遣

諸課題を抱える農業経営者等に対し、関係機関・団体との連携調整等を図り、税理士や中小企業診断士等の専門家派遣による指導・助言などを通して、農業経営体の経営改善や経営発展につなげる。

ウ 農業経営の法人化や経営力向上に向けた支援

農業経営の法人化や経営力向上を目指す農業経営者等を対象として、基礎的な知識を学ぶ研修会や経営発展に向けた課題に関する実践的な相談会などを実施する。

また、関係機関・団体が主催する研修会や相談会、イベント等において、相談ブースを設けるなど、きめ細かな情報提供や個別相談への対応を行う。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項目	令和6年度 計画	令和6年度 実績（見込み）	令和7年度 計画
専門家派遣回数（回）	70	48	50
相談窓口対応回数（回）	30	30	30

< 参考 >

専門家派遣の主な内容

（単位：回）

内 容	令和5年度	令和6年度 実績（見込み）
農業経営の法人化	17	22
経営改善・診断	9	10
雇用・労務	5	10
経営継承・相続	7	3
販売拡大・販促	2	1
財務・税務	0	4
その他	5	0

5 経営継承支援事業

事業費 9,098 千円

財源内訳【県補助金（県単）】

県センターの「経営継承相談窓口」を引き続き運営することにより、農業者からの経営継承に関する相談に対応するとともに、専門家や啓発用冊子等を活用しながら、地域の支援機関・団体の相談対応力の向上を促進し、農業者の経営継承に向けた意識啓発とその具体化に向けた支援を行う。さらに、県とともに地域の支援機関・団体と連携し、地域ごとの経営継承支援体制づくりを促進する。

ア 経営継承相談窓口の運営

地域の支援機関・団体と相談者の情報の共有化を図るとともに、当センターの「農業経営相談窓口」、「就農相談窓口」等と連携し、総合力を活かした支援を行う。

また、円滑な経営継承に向け、合意形成に必要な出し手の資産評価を支援するとともに、経営継承後の出し手の「居場所づくり」を支援する。

イ 支援機関・団体の相談対応力の強化

優良事例の普及、横展開に向け、「農業の経営継承ガイドブック」の補強・充実を図るとともに、地域の支援機関・団体を対象とした研修会等を開催し、担当者のスキル向上を図る。

ウ 経営継承に向けた農業者の意識啓発と伴走支援

地域の支援機関・団体が企画する農業者等の会合に積極的に出向き、「経営継承ハンドブック」等を活用しながら経営継承の必要性、具体的な進め方等に関する情報提供を行う。

また、地域の支援機関・団体と連携し、農業者向けの勉強会や個別相談会の開催等を通じて、農業者の経営継承が着実に前に進むよう伴走型の支援を行う。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
移譲希望者からの相談数（件）①	20	40	45
継承希望者からの相談数（件）②	20	50	55
相談数合計（件）③（①＋②）	40	90	100
③のうち、移譲・継承希望者が 同席して相談を受けた数（件）	10	20	25
実相談者数（人）	30	48	50

6 果樹王国やまがた再生支援事業

事業費 7,432 千円

財源内訳【県補助金（県単）】

本県の果樹産地は、甚大な自然災害の発生や担い手の高齢化による果樹経営体の減少などが進行し、「果樹王国やまがた」の地位が揺らぎかねない危機的状況にある。

県では、令和4年度から生産者や農業法人、市町村、農業関係団体、観光・食品等関連産業分野と連携してオール山形体制で、果樹産地の再生・強靱化に向け、園地の集約化と大規模化を重点的に展開してきた。さらに、令和7年度からは新たな果樹生産の担い手の参入を促進するため、団地化により生産性の高い園地に再編する「先行投資型果樹団地」の整備を強力に推進することになった。

当センターは、引き続きこの体制の中核支援機関として、県内の果樹産地等が取り組む「果樹王国やまがた」の再生・強靱化計画の策定や農地中間管理事業による園地のマッチング、新規就農者を始めとする果樹経営の担い手確保等の課題解決に向けた支援を実施する。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画 （果樹産地の再生・強靱化に向けた支援地区件数）

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績(見込み)	令和7年度 計 画
計画承認・事業着手支援（地区）	8	8	8
計画策定に取り組む支援（地区）	10	10	5
先行投資型果樹団地に参入する 担い手数※（人）	—	27	30

※ 先行投資型果樹団地：老朽化園地や遊休農地を団地化し新・改植で生産性の高い園地に再編するもの

7 地域資源活用・地域連携サポート事業

事業費 22,525 千円

財源内訳【県受託料（国庫）、県補助金（県単）、農商工連携事業資産】

当センターは、県の委託を受けて、平成 26 年度に「山形 6 次産業化サポートセンター」を開設、その後、令和 4 年度には「山形農山漁村発イノベーションサポートセンター」に改組し、6 次産業化を中核としつつ、地域資源を活用した農山漁村発イノベーションに取り組む事業者からの要請に応じて、商品開発や経営、デザイン等の専門家（地域プランナー）を派遣し、関係機関・団体との連携の下、事業計画から加工、製造、販売や組織運営の改善方策の検討・実施等に係る支援を行ってきた。これらの取組を踏まえ、令和 7 年度からは「山形地域資源活用・地域連携サポートセンター（仮称）」として、県産農林水産物をはじめとする地域資源の活用や地域の多様な事業体との連携による新たな価値創出の取組を支援していく。

一方、これら地域資源の活用や新たな価値の創出を促進するためには、事業者の取組内容に応じた設備整備等への支援も重要であり、これらの導入や商品化等に向けた事業計画の磨き上げ等を支援することにより、地域資源の活用・地域連携による新たな価値創出に取り組む事業者の育成を図る。

また、県や関係支援機関・団体等が開催する各種会議や研修会、イベント等にも積極的に参加し、所管事業の周知を図るとともに、連携・協力体制の一層の強化に努める。

ア 支援拠点の設置及び企画推進員の配置

県産農林水産物をはじめとする地域資源の活用や、地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進するための支援拠点として「山形地域資源活用・地域連携サポートセンター（仮称）」を設置し、農林漁業者等の事業者からの相談内容を丁寧に聴き取り、事業の実態や要望、課題等に応じて、各種支援制度や取組事例の紹介のほか、事業計画の作成等に係る助言等を行う企画推進員を配置する。また、必要に応じて、課題解決に向けて適切な支援を行う専門家（地域プランナー）派遣のコーディネートや、各支援機関・団体との情報共有、連携に取り組み、継続的な支援を行う。

イ 地域プランナーの派遣

地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出等、多様な課題の解決に取り組む事業者等に対し、その経営改善や価値創出の取組を支援するため、6 次産業化全般の基礎知識や経営分析・診断の経験、その他地域資源の活用や地域連携に関する専門知識、経験を有する専門家（地域プランナー）を派遣し、事業者等の実情に応じた伴走支援を行う。

ウ 地域資源等を活用した商品開発等への支援

県産農林水産物や地域資源を活用した商品開発等、6 次産業化に必要な設備整備や商品化等を後押しするための県の支援事業に参画し、事業計画の磨き上げや審査機能を担うことにより、新たなビジネスの創出・展開等に取り組む事業者の育成を図る。

○令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
国資金活用支援者（者）	8	4	6
地域プランナー登録数（名）	25	21	23
地域プランナー派遣回数（回）	80	70	76
地域プランナー派遣支援者（者）	30	25	30
相談窓口対応数（回）	120	125	120

< 参 考 >

地域プランナー派遣の主な内容

（単位：延べ回）

内 容	令和5年度 実 績	令和6年度 実 績（見込み）
ブランディング	31	55
パッケージデザイン	29	40
デジタル活用（ネット販売・SNS等）	29	20
販路開拓	12	10
新商品企画	10	15
その他	64	20

（注）上表の地域プランナー派遣には、複数の内容が含まれる場合があるため、
「令和6年度実績（見込み）」の地域プランナー派遣回数とは一致しない。

8 農産物等認証事業

事業費 42,925 千円

財源内訳【県補助金（県単）、認証手数料】

当センターは、県の環境保全型農業の推進、農産物の安全性確保などの方針に沿って、J A S 法に基づく登録認証機関として有機農産物等の認証を実施するとともに、特別栽培農産物及びやまがた農産物安全・安心取組については、県が制定した要綱に基づく第三者認証機関として指定を受け、それぞれの認証業務を実施している。

農林水産省は、地球温暖化や大規模な気象災害の頻発等に鑑み、持続可能な食料システムの構築に向けた調達、生産、加工・流通、消費の各段階における取組みと、脱炭素等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することを目的として、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略を」策定し、令和4年7月には、この戦略の実現に向けた環境負荷軽減事業活動の促進を目指して、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行された。

この法律を受けて、県は令和5年2月に「山形県みどりの食料システム基本計画」を策定し、有機栽培や特別栽培などの取組みを環境負荷軽減事業活動として位置づけ、これらの活動に取り組む事業者を県が認定して支援している。

このような状況のもと、当センターは、それぞれの認証業務を迅速かつ公平・公正に実施するとともに、認証事業者への影響等を把握し迅速に対応するため、国や県の環境保全型農業をめぐる施策等の情報収集と認証事業者への適時適切な情報提供を行う。

ア 有機農産物等認証事業

当センターは、J A S 法に基づく登録認証機関として、対象地域を山形県内に限定し、平成13年度から有機農産物、令和2年度からは有機加工食品（令和5年度から有機酒類含む）の認証業務を実施している。

有機 J A S 認証業務の円滑な推進と審査機能の強化を図るため、認証要員の確保と能力向上に努めながら、県農林水産部農業技術環境課や農業技術普及課等と連携して、有機 J A S 制度に関する理解の増進や、新規申請者の掘り起こしを進める。

○ 令和6年度計画・実績（見込み）及び令和7年度計画

項 目	令和6年度 計 画	令和6年度 実 績（見込み）	令和7年度 計 画
認証件数（件）	19	18	20
構成生産者数（戸）	43	42	44
認証面積（ha）	67	67	68

※新たに認証申請する動きがあることから認証件数、構成生産者数、認証面積は増加を見込む。

イ 特別栽培農産物認証事業

県要綱により指定を受けた第三者認証機関として、農林水産省のガイドラインに基づいて生産され、表示・販売される特別栽培農産物の認証業務を実施している。

特別栽培農産物認証は、水稻品種「つや姫」の生産者認定の栽培要件、環境保全型農業直接支払交付金の支援要件となる取組みとして位置づけられており、引き続き一定の認証申請が見込まれる。

このため、認証レベルの維持向上に向けて要員の確保と能力向上を図りながら、円滑な認証業務を実施する。

○ 令和 6 年度計画・実績（見込み）及び令和 7 年度計画

項 目	令和 6 年度 計 画	令和 6 年度 実 績（見込み）	令和 7 年度 計 画
認証件数（件）	410	415	410
構成生産者数（戸）	9,000	8,690	9,000
認証面積（ha）	15,000	14,566	15,000

※生産者は減少しているものの、つや姫の栽培面積や環境直払の取組み、米価高騰を受けた個別販売意欲の高まりなどにより、認証件数、構成生産者数、認証面積とも横ばいを見込む。

ウ やまがた農産物安全・安心取組認証事業

やまがた農産物安全・安心取組認証制度は、農薬の適正使用と出荷前残留農薬分析による安全性の検証を行う生産・集荷組織の取組みを第三者が認証する制度として平成 17 年度に発足し、当センターは、県要綱により第三者認証機関として指定を受け認証業務を実施してきた。

県では、これまでの取組みにより農薬の適正使用に関する生産者の意識は一定程度定着しており、また、この制度が G A P を構成する食品安全の取組分野に包含される取組みでもあることから、G A P に準拠したチェックシートを取り入れるなどの改善を加えながら、広い生産者や集荷団体を対象にした G A P の入門制度として継続することとした。

当センターは県要綱に基づく第三者認証機関として引き続き業務を実施する。

○ 令和 6 年度計画・実績（見込み）及び令和 7 年度計画

項 目	令和 6 年度 計 画	令和 6 年度 実 績（見込み）	令和 7 年度 計 画
認証団体数（団体）	34	33	32
出荷集団数（集団）	1,230	1,184	1,180
農家数（戸）	21,500	20,567	20,000

※参加団体数、取組品目数は一定水準に達していること、各組織構成員が減少していることなどから、全体的に横ばいから微減を見込む。

9 収入減少影響緩和対策積立金管理受託事業

事業費 3,029 千円

財源内訳【国受託料】

当センターは、平成 19 年度に導入された水田・畑作経営所得安定対策の目的である農業担い手の経営安定に寄与するため、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として農林水産省の指定を受けている。令和 7 年度も引き続き、収入減少影響緩和対策における対策加入者が拠出した積立金の管理、対策加入者の生産面積の確定に伴う積立金の払戻し、補填が行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等について、適正に実施する。

10 新資材適応性研究調査事業

事業費 4,000 千円

財源内訳【資材メーカー等受託料】

山形県植物防疫協会、全農山形県本部、その他の農業資材メーカー等から、開発した新資材について、委託試験の申請があった場合、県の農業試験研究機関に研究調査業務を委託し、その資材の効果など、本県における適応性の調査を行う。

調査予定件数 20 資材

令和 6 年度実績

受託資材数 21 資材

受託額 4,445 千円